

練馬区における 地域生活支援拠点等の整備について まとめ(案)

平成30年3月19日

練馬区福祉部障害者施策推進課

1 地域生活支援拠点等の整備の目的

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

→ 居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備に取り組むことで、障害者等の地域生活の支援を強化。切れ目のない支援体制を構築。

2 整備する地域生活支援拠点等

① 面的整備型

区立障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも協力した体制

→ 平成30年4月 開始

② 多機能整備型

グループホーム等にショートステイや相談支援の機能がある施設

→ 最短で平成31年度中の整備を目指す。

3 地域生活支援拠点等の機能について

機 能	内 容
①相談	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者地域生活支援センターを中心とした相談支援体制を強化・ 自立生活援助、就労定着支援など、平成30年4月から開始するサービスを踏まえて、障害者等の地域生活を支援・ すべての障害について、障害特性に応じた対応ができるよう取組を推進・ 大泉つつじ荘に相談支援を新たに設置
②体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none">・ 区内のグループホームを活用した体験の機会・場の提供をさらに推進・ あわせて、グループホームの整備を推進
③緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none">・ 主に大泉つつじ荘・しらゆり荘での対応・ 対象者は「介護者の急病等で居宅で介護できない者」とし、「緊急」とは、概ねショートステイ等の利用日の3日前から当日までとする。・ 日中の連絡先は障害者地域生活支援センターとし、センターの開所時間以外は大泉つつじ荘を連絡先とする。
④専門性	<ul style="list-style-type: none">・ 練馬障害福祉人材育成・研修センターの研修内容を充実・ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の知識がある人材を養成・ 障害特性に応じた適切な支援ができる人材を養成
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者地域自立支援協議会のほか、地域で活動している団体（障害福祉サービス事業所に限らない。）がお互いに連携がとれるよう、協議などの場を地域に設置・ 協議などの場は、既存の会議体を活用

4 運用体制について

- ・ 障害者地域生活支援センター、大泉つつじ荘およびしらゆり荘、区（障害者施策推進課等）を中心とした地域生活支援拠点等の運営に関する連絡会を設置し、情報交換や運用上の課題について協議
- ・ 地域生活支援拠点等の実施状況について、障害者地域自立支援協議会に定期的に報告し、意見を聴取

5 多機能拠点型の整備

① 北町2丁目における整備

- ・ 重度障害者グループホームにショートステイと相談支援の機能をもつ施設を整備
- ・ 身近な地域で相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応を一体で提供
- ・ 平成31年度中の整備を目指す。

② 石神井町福祉園用地における整備

- ・ 高野台運動場用地での生活介護事業所（福祉園）の整備後に、重度障害者グループホームに、緊急時の受入れ対応ができるショートステイと相談支援の機能がある施設の整備を目指す。

6 継続課題

- ① 医療との連携体制を検討（医療的ケア、精神障害等への対応）
- ② 相談支援体制の強化（事業所増）
- ③ ショートステイの充実など地域資源の整備に向けた検討

→ 上記の課題に限らず、課題や協議が必要な事項があるときは、障害者地域自立支援協議会等において協議を行う。

7 これまでの協議の経過

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 平成28年11月 | 地域生活支援拠点等の整備の概要を説明 |
| 平成29年3月 | 練馬区における地域生活支援拠点等の面的整備に関する協議 |
| 平成29年7月 | 練馬区における地域生活支援拠点等の整備の方向性に関する協議 |
| 平成29年11月 | 練馬区における地域生活支援拠点等の面的整備と多機能型の整備に関する協議 |